

IX 参考資料

資料1 世帯形態分類表

区分	基準	摘要
共働き世帯	世帯主及び配偶者が定職を有し就業している世帯	配偶者が内職である場合は、含まない。
母子世帯	配偶者のいない母親と18歳未満の未婚の子で構成されている世帯	子の就業の有無を問わない。
高齢者世帯	夫が65歳以上で、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯、又はこれに18歳未満の子が加わった世帯	子の就業の有無を問わない。
普通世帯	上記以外の世帯	

世帯属性	基準	摘要
標準世帯	夫婦と子供2人で有業者が1人のみの世帯	総務省「家計調査」における「4人世帯(有業者1人)」と同じ

世帯属性	区分	基準	摘要
3人世帯 (子供1人)	未就学世帯	子供が未就学	夫婦と子供1人の世帯で、子供は未就学児から大学生に限る
	小学生世帯	子供が小学生	
	中学生世帯	子供が中学生	
	高校生世帯	子供が高校生	
	大学・専修学生世帯	子供が高専生、専修学生、短大生、大学生	

資料2 職能形態分類表

区分	世帯区分	基準	摘要
経営職	外	使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員	民間、官公庁職員でも高度の企画管理に従事する者を含む。
管理職	勤	管理的な仕事に従事している者	いわゆる職長、現場監督等は含まない。
専門職	勤・外	高度な専門知識技術を内容とする仕事に従事している者	大学卒業程度の能力を有し、更に高度の試験又は実務能力を必要とし、あるいは特殊な芸術的能力を必要とする仕事に従事する者
事務職	勤	書記的な仕事に従事している者	一般的な知識・経験に基づいて一定の判断的内容をもつ業務を行う者。単純な集金のような外勤作業などは含まない。
技術職	勤	技術的な仕事に従事している者	大学、短大卒業程度の能力を有し、一定の試験または実務経験を必要とする技術的な業務に従事する者。
商工職	外	独立して小規模(使用人4人以下)に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主	技能・労務職に分類されるべき者でも雇用されず、独立営業している者は含める。
技能・労務職	勤	主として肉体的労働に従事している者	工程に関する知識、機械の操作的能力を必要とするが、反復的・限定的な作業に従事する者。
その他	外	経営職から技能・労務職のいずれにも当てはまらない者	
無職	無	職業のない者	

「世帯区分」欄の「勤」は勤労者、「外」は勤労者以外、「無」は無職を表す。

資料3 区市別調査世帯数及び集計調整係数

区市名	計	生計分析調査	家計調査	抽出率	集計調整係数
総数	792	252	540	-	-
区部	408	-	408		
新宿区	24		24		
文京区	12		12		
墨田区	12		12		
江東区	24		24		
品川区	12		12		
目黒区	24		24		
大田区	36		36		
世田谷区	36		36		
渋谷区	12		12	1/5385	1.882
中野区	24		24		
杉並区	24		24		
豊島区	12		12		
北区	12		12		
荒川区	12		12		
板橋区	24		24		
練馬区	36		36		
足立区	24		24		
葛飾区	24		24		
江戸川区	24		24		
市部	384	252	132		
八王子市	36	-	36		
立川市	36	-	36		
武蔵野市	12	12	-		
三鷹市	12	12	-		
青梅市	12	12	-		
府中市	36	-	36		
昭島市	12	12	-		
調布市	24	24	-		
町田市	36	36	-		
小金井市	12	12	-	1/2862	1.000
小平市	12	12	-		
日野市	12	12	-		
東村山市	24		24		
国分寺市	12	12	-		
国立市	12	12	-		
清瀬市	12	12	-		
東久留米市	12	12	-		
多摩市	12	12	-		
稲城市	12	12	-		
羽村市	12	12	-		
西東京市	24	24	-		